



健康診査・がん検診が始まっています

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

【健康診査】

受診の際には、5月末に届いた「水色の封筒一式」と「健康保険証」を必ずご持参ください。詳しくは、水色の封筒に同封の「ご案内」をご覧ください。封筒の中の質問票と問診票は、あらかじめご記入ください。

種類	月 日	時 間	場 所
医療機関検診	10月31日(月)まで	医療機関にお問い合わせください	三豊市・観音寺市の実施医療機関
集団検診	7月13日(水)	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	山本町保健センター
	7月14日(木)		
	7月19日(火)		
	7月20日(水)		
	7月21日(木)		財田町公民館

*平成28年度健康診査の集団検診は、7月21日(木)が最終日となります

【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームとその予備群の人には特定保健指導の案内を送ります。案内が届いた人は特定保健指導の申し込みをして、ぜひ生活習慣の改善に取り組みましょう。

【がん検診】

医療機関検診または集団検診のどちらかで受診できます。集団検診を申し込んでいる人には、子宮頸がん検診と乳がん検診は7月中旬、胃がん検診と大腸がん検診は8月末に、案内が届きます。結核・肺がん検診は5月末に案内をお送りしています。申し込みがまだの人は、健康課までお問い合わせください(結核・肺がん検診、胃がん検診は集団検診のみです)。

◆医療機関検診◆

乳がん・子宮頸がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診は、三豊市・観音寺市の指定医療機関で受診できます。

◆集団検診◆

場 所	月 日	受付時間		託児時間
		子宮頸がん検診	乳がん検診	
財田町公民館	7月22日(金)	午後1時30分～3時 (午後2時検診開始)	予約時間を 個人通知で お知らせし ます	午後1時30分～ 検診終了まで
山本町保健センター	7月26日(火)			
	7月27日(水)			
三野町保健センター	7月31日(日)			
	8月1日(月)			
	8月2日(火)			
高瀬町農村 環境改善センター	8月3日(水)			
	8月7日(日)			
	8月8日(月)			
	8月9日(火)			
	8月10日(水)			
	8月11日(木)			



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

7月は「所得状況届」を提出する月です

国民年金(短期年金)を受給している人に、日本年金機構から「所得状況届」が送られてきます。必要事項を記入し、市民課または各支所へ提出してください。届出が必要ない人

20歳前に初診日のある傷病などによる障がい基礎年金や障がい福祉年金からの裁定替えにより、障がい基礎年金を受給中の人(年金コードが6350または2650の人)。
※所得の申告をしていない場合は、年金の支給が一時的に停止されることがあります。収入がない受給者も必ず所得の申告をしてください。
※平成28年1月2日以降に住所を変更した受給者は、平成28年1月1日に住民登録をしていた市区町村で、平成28年度所得課税証明書(平成27年分所得)の交付を受け、所得状況届と一緒に提出してください。

保険料の免除制度について

所得が少ないときや、失業などにより保険料を納めることができないときは、本人の申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。免除や猶予を受けることで、老齢・障がい・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。平成28年度の免除などの申請受付を7

月1日から開始し、平成29年6月までの期間を対象として審査が行われます。

免除(全額免除・一部免除)申請
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額または一部が免除されます。

納付猶予申請
50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

申請の手続き
年金手帳、雇用保険被保険者離職票など(失業特例を申請される場合)、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

学生納付特例制度について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する人です。

承認期間は4月から翌年3月までです。申請の手続き
年金手帳、学生証の写し(有効期限が

記載されていること) または在学証明書(原本)、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

追納制度について

免除・猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算し、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた額が上乘せされます。

申し込みの手続き

年金手帳、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

社会保険労務士による無料年金相談

●日時 7月13日(水)

●場所 午前10時～午後3時
三豊市役所西館

●持っていくもの

年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必ず必要です。

●問い合わせ

街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020